

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 8 年 1 月 5 日

住 所 広島市中区胡町4番21号

氏 名 一般財団法人広島県環境保全公社
理事長 尾崎 哲也

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 貴



許可の年月日

平成15年 3月20日

許可番号

第 B1003 号

施設の種類及び
処理する
産業廃棄物の種類(施設の種類)
管理型最終処分場

(処理する産業廃棄物の種類)

燃え殻(判定基準に適合しないものを含まない。)
汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
鉋くず及び
がれき類
ぼいじん(判定基準に適合しないものを含まない。)
(これらのうち自動車等破砕物、廃容器包装、廃ブラウン管、廃石膏ボード、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以下 余 白

設置場所

広島市南区出島四丁目地先公有水面及び
一部

広島市南区出島四丁目3番2の

処理の能力

廃棄物埋立面積 166,000㎡(全体面積 200,570㎡)
廃棄物埋立容量 1,550,000㎡(全体埋立容量 2,640,000㎡)

許可の条件

再複写無効

留意事項

1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。
2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。
3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。

備考

令和 8 年 1 月 5 日 住所・所在地変更により書換